

# 総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

○川崎市卸売市場経営プランの改訂について

資 料 1 卸売市場法の改正に伴う川崎市卸売市場経営プランの改訂について

経 済 労 働 局

平成30年7月26日

## ＜これまでの経緯と経営プラン見直しの必要性＞

主体	年月	項目	内容
国	2011. 1 2016. 1	第9次卸売市場整備基本方針 第10次卸売市場整備基本方針	卸売市場の機能・役割の強化・高度化に向けた整備・運営
市	2016. 2	川崎市卸売市場経営プラン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の10年間の市場の方針、方向性を明らかにしたもの</li> <li>・市場の公共性及び社会的機能、役割を重視</li> </ul>
国	2018. 6	改正卸売市場法成立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売市場を含めた食料品流通の合理化</li> <li>・生産者所得の向上・消費者ニーズへの的確な対応</li> </ul>
市	2019. 5	川崎市卸売市場経営プラン改訂	改正法の趣旨を反映した現経営プランの見直し 改正法の下での取引ルールの見直し 認定市場としての運営体制の確保
	2019. 12	業務条例改正	
	2020. 3	国・県への認定申請	
国	2020年度	改正法施行予定	新制度に基づく市場運営

食品流通構造の変化への対応

**新制度に基づく市場運営を行うためには、現卸売市場経営プランの見直しが最優先課題！**

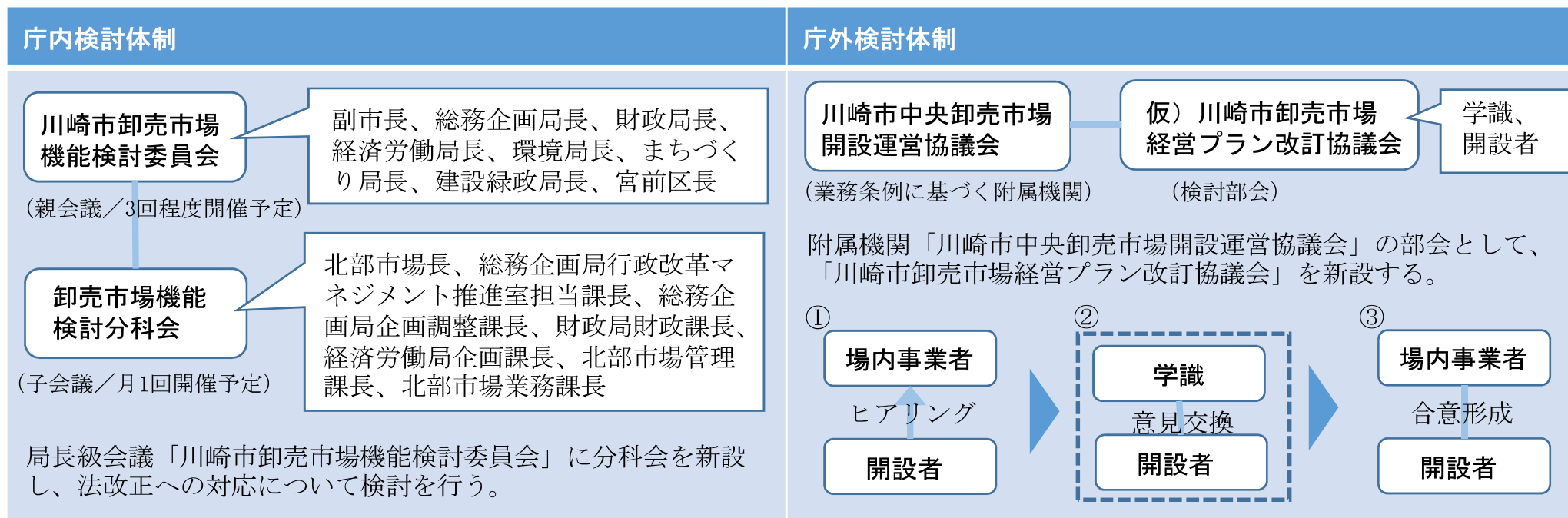
## ＜改正法の概要＞

	卸売市場法（旧法）	卸売市場法（改正法）
趣旨	（生鮮食料品の公平分配）	生産者の所得向上と消費者ニーズへの的確な対応
内容・基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売市場の計画的整備</li> <li>・卸売市場の開設、卸売、取引規制を定める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売市場を含めた食品流通の合理化</li> <li>・生鮮食料品等の公正な取引環境の確保の促進</li> </ul>
開設主体（中央卸売市場）	都道府県、人口20万人以上の市	民間含め、制限なし
開設区域	卸売市場法に基づき大臣が指定	設定しない
国の関与（中央卸売市場）	認可	認定
国の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売市場の整備促進</li> <li>・適正かつ健全な運営の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生鮮食料品等の公正な取引の場として、卸売市場に関する方針を示し、指導・検査監督する</li> <li>・施設整備等への支援を行う</li> <li>・流通合理化の取組を進めようとする場合、その計画を認定し支援する</li> <li>・不公正取引の把握のための調査等を充実する</li> </ul>
取引規制	一律に法で規制	原則廃止一部のみ「共通ルール」として位置づけ

# 卸売市場法の改正に伴う川崎市卸売市場経営プランの改訂について②

## <検討体制>

「本市卸売市場の方向性を明らかにする卸売市場経営プランの改訂」と「市場内の取引ルールを規定する業務条例の改正」を庁内関係局及び場内事業者等との合意形成を通じて実現する必要がある。具体的な検討体制として以下を想定している。



## <スケジュール>

H32年度に予定される改正法施行を踏まえて①経営プランの改訂、②業務条例の改正、③国・県への認定申請を以下スケジュールどおり実現していく必要がある。

